①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)
②名称	(Patents)Ministry of Economy, International Center for Patent Registration (Marks) Ministry of Economy, Trademark & Intellectual works Department
③所在地	(Patents)Sheikh Khalifa Bin Saeed Street, Dubai (Marks)P.O.Box 901, Abu Dhabi
④連絡先	(Patents) (電話) (971 4) 14 15 81, 14 15 60 (FAX) (971 4) 385 10 77, 358 13 13 (971 2) 613 14 02 (971 2) 626 36 34 (E-mail) icpr@economy.ae (internet) www.economy.ae (Marks) (電話) (9712) 6131 430 (FAX) (971 2) 626 2922 (E-mail) fatima@economy.ae (internet)
⑤組織の長	Patents Director： Mr. Khalfan Ahmed Al Suwaidi Marks Director of Trademark Department: Mr. Fawzi Aljabry
⑥沿革	(1) 1992年連邦法第44号により特許、実用新案及び意匠に関する規定が制定され、1993年1月12日に発効した。 (2) 1992年連邦法第37号により商標に関する規定が制定され、1993年1月12日に発効した。 (3) アラブ首長国連邦は、湾岸協力会議（ＧＣＣ）の加盟国である。 (4) アラブ首長国連邦における2003年の特許、実用新案、意匠及び商標の各法は、次の通りである。 (i) 特許法(実用新案を含む)：2003年12月31日施行（2003年法律第23号） (ii) 意匠法：2002年11月30日施行（2002年法律第17号） (iii) 商標法：2003年12月31日施行（2003年法律第18号） (5) アラブ首長国連邦における現時点での特許、実用新案、意匠及び商標の各法は、次の通りである。 (i) 特許・意匠法(実用新案を含む)：2021年11月30日施行（2021年連邦法第11号） (ii) 商標法：2021年9月20日施行（2021年連邦法第36号）
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
2000/3/17	2004/4/14			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2000/3/17			2005/1/14
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2004/1/14	2005/6/9
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2021/5/17				
ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2021/12/28	2000/3/17		2022/4/18
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2022/2/17		1955/1/1		

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	1,908	2,423	2,848	3,403
	(内　外国出願)	1,869	2,354	2,736	3,259
	(内　日本から)	92	79	103	124
	(内　PCT ルート)	1,803	2,240	2,620	3,083
実用新案	全数	9	5	9	12
	(内　外国出願)	5	5	7	10
意匠	全数	686	972	902	1,133
	(内　外国出願)	634	869	846	1,059
	(内　日本から)	34	26	23	52
商標	全数	18,620	25,487	32,225	37,598
	(内　外国出願)	12,205	17,206	24,083	26,816
	(内　日本から)	652	716	1,029	144
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	506	655	1,048	1,276
	(内　外国出願)	503	652	1,037	1,256
	(内　日本から)	34	35	65	102
	(内　PCT ルート)	475	632	1,005	1,217
実用新案	全数	2	1	5	6
	(内　外国出願)	2	1	5	6
意匠	全数	1,210	721	942	937
	(内　外国出願)	1,145	664	897	899
	(内　日本から)	80	43	37	34
商標	全数	16,781	23	5,744	24,567
	(内　外国出願)	11,840	23	5,731	17,432
	(内　日本から)	587	4	224	592

出典： WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021 年 11 月 30 日施行（2021 年連邦法第 11 号（以下、「特許・意匠法」）） (特許意匠法第 3 条(1))
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ (特許意匠法第 3 条(1))
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国 特許協力条約（PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者又は承継人(自然人、法人)(特許意匠法第 11 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦(UAE)に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人として UAE における公認の特許弁護士を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語、アラビア語。ただし、一方のみを提出した場合は他方を補充する必要がある。(特許意匠法第 11 条(8))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (特許意匠法第 18 条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許意匠法第 5 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。特許出願日前 12 月以内に行われた発明者又は(発明を知っていた)第三者による発明の開示は、新規性喪失の例外に該当する。 (特許意匠法第 5 条(4)、特許意匠規則第 17 条(1))
	⑪非特許対象	(1) 産業上の利用可能性がない発明　(特許意匠法第 5 条(1)) (2) 植物及び動物の研究並びに植物及び動物の繁殖に関する育種又は生物学的方法(特許意匠法第 7 条(1)a) (3) ヒト及び動物の治療に関する診断方法、薬物療法及び外科手術(特許意匠法第 7 条(1)b) (4) 科学法則、発見および理論並びに数学的方法　(特許意匠法第 7 条(1)c) (5) 商業活動、純粋な精神活動又はゲームに関する計画、規則、ソフトウエア又は方法(特許意匠法第 7 条(1)d) (6) 天然資源から精製又は分離されたものを含む天然材料　(特許意匠法第 7 条(1)e) (7) その使用が公序良俗に反する発明又は生命、環境若しくは公衆衛生に悪影響を及ぼす発明(特許意匠法第 7 条(1)e)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許意匠法第 13 条、特許意匠規則第 33 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。 (特許意匠法第 13 条、特許意匠規則第 33 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (特許意匠法第 14 条、特許意匠規則第 38 条)
	⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(最先の優先日)から 18 月後に出願公開される。 (2) 出願人は早期公開を請求することができる。 (3) 出願公開後は、発明を業として実施する者に対して警告をすることが可能となり、補償金請求権も発生する。(特許意匠規則第 32 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許査定前に異議申立(情報及び意見書の提出)ができる。 (特許意匠規則第 35 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。　無効審判制度はないが、利害関係人は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。（特許意匠法第 35 条)

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
特許制度	⑱実施義務	有。特許登録日から3年以上の不実施又は実施不十分に対しては、利害関係人は強制実施権の設定を請求することができる。　　(特許意匠法第25条)
	⑲費用 単位　AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示料金は、何れも個人/企業を表わす。 出願料　1,000 AED(個人)　／ 2,000 AED(企業) 実体審査料(初回)　7,000 AED(個人)　／ 7,000 AED(企業) 実体審査料(2, 3回目)5,000 AED(個人)　／ 5,000 AED(企業) [特許権維持に掛かる費用] (年金) (維持手続きは必要だが、公的手数料は無料)
	⑳料金減免措置の有無	個人の出願料は、企業の場合の50%に減額されている。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
実用新案制度 「実用新案証書」という。	②最新実新案法の施行年月日	2021 年 11 月 30 日施行（2021 年連邦法第 11 号（以下、「特許・意匠法」）） 「実用新案証書は、産業上の利用可能性を有する新規な発明であるが、特許の対象とするほど十分には進歩性を具備していないものに対して付与される」(特許意匠法第 6 条(1))
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ (特許意匠法第 3 条(1))
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国 特許協力条約（PCT)締約国
	⑤出願人資格	考案者又は承継人(自然人、法人)(特許意匠法第 11 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人としてアラブ首長国連邦における公認の特許弁護士を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語、アラビア語。ただし、一方のみを提出した場合は他方を補充する必要がある。(特許意匠法第 11 条(8))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。 （特許意匠法第 18 条）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （特許意匠法第 18 条）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。特許出願日前 12 月以内に行われた発明者又は(発明を知っていた)第三者による発明の発明の開示は、新規性喪失の例外に該当する。 (特許意匠法第 5 条(4)、特許意匠規則第 17 条(1))
	⑪不登録対象	(1) 産業上の利用可能性がない発明　(特許意匠法第 5 条(1)) (2) 植物及び動物の研究並びに植物及び動物の繁殖に関する育種又は生物学的方法（特許意匠法第 7 条(1)a) (3) ヒト及び動物の治療に関する診断方法、薬物療法及び外科手術(特許意匠法第 7 条(1)b) (4) 科学法則、発見および理論並びに数学的方法　(特許意匠法第 7 条(1)c) (5) 商業活動、純粋な精神活動又はゲームに関する計画、規則、ソフトウエア又は方法（特許意匠法第 7 条(1)d) (6) 天然資源から精製又は分離されたものを含む天然材料　(特許意匠法第 7 条(1)e) (7) その使用が公序良俗に反する発明又は生命、環境若しくは公衆衛生に悪影響を及ぼす発明(特許意匠法第 7 条(1)e)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許意匠法第 13 条、特許意匠規則第 33 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。 (特許意匠法第 13 条、特許意匠規則第 33 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (特許意匠法第 14 条、特許意匠規則第 38 条)

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
実用新案制度 「実用新案証書」という。	⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(最先の優先日)から 18 月後に出願公開される。 (2) 出願人は早期公開を請求することができる。 (3) 出願公開後は、発明を業として実施する者に対して警告をすることが可能となり、補償金請求権も発生する。 (特許意匠規則第 32 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、登録査定前に異議申立(情報及び意見書の提出)ができる。(特許意匠規則第 34 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。 無効審判制度はないが、利害関係人は、実用新案の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第 35 条)
	⑱実施義務	有。特許登録日から 3 年以上の不実施又は実施不十分に対しては、利害関係人は強制実施権の設定を請求することができる。 (特許意匠法第 25 条)
	⑲費用 単位 AED (アラブ首長国・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用] (注) 表示料金は、何れも個人/企業を表わす。 出願料 1,000 AED(個人) ／ 2,000 AED(企業) 実体審査料(初回) 7,000 AED(個人) ／ 7,000 AED(企業) 実体審査料(2, 3 回目)5,000 AED(個人) ／ 5,000 AED(企業) (年金) (維持手続きは必要だが、公的手数料は無料)
	⑳料金減免措置の有無	個人の出願料は、企業の場合の 50%に減額されている。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	

①国名	United Arab Emirates (AE) （アラブ首長国連邦）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021 年 11 月 30 日施行（2021 年連邦法第 11 号（以下、「特許・意匠法」））
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ(特許意匠法第 3 条(1))
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(特許意匠法第 11 条(1)の準用、特許意匠規則第 57 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人としてアラブ首長国連邦における公認の特許弁護士を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語、アラビア語。ただし、一方のみを提出した場合は他方を補充する必要がある。(特許意匠法第 11 条(8))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (特許意匠法第 45 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 （特許意匠法第 43 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。特許出願日前 12 月以内に行われた発明者又は(発明を知っていた)第三者による発明の開示は、新規性喪失の例外に該当する。 (特許意匠法第 5 条(4)、特許意匠規則第 17 条(1)の準用)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠　(特許意匠法第 43 条(2)) (2) 産業又は工芸的製品として使用可能でないもの (特許意匠規則第 63 条(1)g)
	⑫実体審査の有無	有。(特許意匠法第 44 条、特許意匠規則第 63 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)(特許意匠法第 41 条)
	⑲出願公開制度の有無	無。(特許意匠規則第 64 条(3))
	⑳秘密意匠制度の有無	無
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。　無効審判制度はないが、利害関係人は、無効を裁判所に提訴することができる。(特許意匠法第 35 条の準用)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用]（注）表示料金は、何れも個人/企業を表わす。 出願料　　1000 AED(個人)　／　2000 AED(企業) [意匠権の維持に掛かる費用] （維持手続きは必要だが、公的手数料は無料)
	㉕料金減免措置の有無	個人の出願料は、企業の場合の 50%に減額されている。

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021 年 9 月 20 日施行（2021 年連邦法第 36 号）
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ
	④他国制度との関係	マドリッド議定書締約国 湾岸協力会議（GCC)加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、証明商標、団体標章、原産地表示 （商標法第 2 条、第 35 条）
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標、立体商標、ホログラム商標、匂いの商標 （商標法第 2 条）
	⑦出願人資格	自然人、法人(商標法第 6 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第 3 条(11))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦(UAE)に非居住の出願人は、商標登録代理人の特別登録簿に登録された代理人を通じて出願を提出しなければならない。 (商標規則第 2 条)
	⑪出願言語	アラビア語。登録しようとする標章が外国語を含む場合、発音方法を定めたアラビア語を認証した翻訳を提出しなければならない。 (商標規則第 4 条(3)、第 20 条、第 21 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標が登録されたとき、登録の効果は出願日に遡って生じ、その存続期間は出願日から 10 年。申請すれば 10 年ごとに更新できる。(商標法第 21 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。国内で開催される公式又は公認の国際展示会で展示される商品又は役務に使用される商標は、展示期間中、一時保護を受けることができる。 (商標法第 23 条)
	⑭不登録対象	(1) 特性や識別性を持たない、又は慣習によって商品や役務に付けられた名前又は商品や役務の見慣れた図面や通常の写真であるデータのみで構成される標識。 (2)倫理又は公の秩序に反する標章 (3)政府の記章、旗、あるいは UAE 又はアラブの組織や国際組織、又はその機関、又は外国に係わる他のシンボル、並びにそのような記章、旗、又はシンボルの模倣品。但し、当事者から明示的な許可を得た場合は除く。 (4)赤新月又は赤十字のシンボル、並びにこれらの模倣品である標章 (5)純粋に宗教的な性質のシンボルと同一、又は類似の標章 (6)その使用が商品、製品、又は役務の出所/原産地に関して混同をもたらす可能性のある地理的名称及びデータ (7)第三者の名前、姓、ニックネーム、写真、又はロゴ。但し、事前に当該第三者又はその相続人から同意を得た場合は除く。 (8)登録の出願者が、自ら合法的な権利を有することを証明することのできない栄誉に係わる照合を含む標章 (9) 商品や役務の出所その他の特性に関して、誤解を招くおそれのある標識、又は虚偽の情報を含む標識、及び他者が所有する商号を含む商標。 (10)取引相手として取引をすることが違法とされる自然人、又は法人が所有する標章 (11)特定の区分の商品・役務について登録されれば、当該標章によって識別される他の商品又は役務の価値を減じるような標章

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
商標制度	⑭不登録対象	(12)一部の区分の商品・役務について登録されれば、当該標章によって識別される他の商品又は役務の価値を減じるような標章 (13) 他人が所有する周知な商標又はその一部のコピー、模倣、翻訳、翻案、又は称呼の翻訳であり、周知な商標によって識別されるものと同一又は類似する商品又は役務を識別するために使用する商標 (14) 他人が所有する周知な商標又はその一部のコピー、模倣、翻訳、翻案、称呼の翻訳又はその主要部を構成する商標で、周知な商標によって識別されるものと同一又は類似しない商品又は役務を識別するために使用され、その使用によって当該商品・役務について周知商標との間に関連があることを示唆し、その商標登録が周知商標の所有者の利益を損なう可能性がある標章 (15)「特許(Patent)」、「特許許可(Patented)」、「登録(Registered)」、「登録意匠(Registered Design)」、「著作権(Copyright)」、又は「模倣とは偽造である(Imitation is forgery)」、又は類似の文言や表現を含む標章 (16) 登録出願で特定された商品の性質から生じる、又は技術的結果を達成するために必要な形状からなる立体商標で、他と区別する実体的要素がないもの。 (以上商標法第 3 条) (17) 知名度が登録された国の国境を超えて他の国に知られている著名な標章。 (18) 著名な商標によって識別されるものと同一又は類似していない商品又は役務であるか否かに関わらず、その商標の使用により、識別すべき商品又は役務と著名商標の所有者の商品又は役務との間に関連があることが認められ、かつ商標の使用により著名商標の所有者の利益が損なわれることとなる、著名な標章。 (商標法第 4 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第 4 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 8 条、商標規則第 2 条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第 12 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録査定となると公告される。 (商標法第 14 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告の日から 30 日以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第 15 条)
	㉓無効審判制度の有無	無。利害関係人又は当局は、商標が不法に登録されている場合は、商標の取消を請求することができる。(商標法第 24 条(4))
	㉔不使用取消制度の有無	有。利害関係人は 5 年以上にわたって商標が不使用のとき、庁に不使用取消を請求することができる。使用を妨げる事情がある場合はこの限りではない。 (商標法第 24 条(3))

①国名	United Arab Emirates (AE) (アラブ首長国連邦)	
商標制度	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している（ニース協定には未加盟)。 (商標規則第 2 条(3))
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第 29 条(2))
	㉘費用 単位　ED (アラブ首長国・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　750 AED 登録料　5,000 AED 印刷発行料　750 AED [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　5,750 AED 更新登録書発行料　150 AED
	㉙料金減免措置の有無	無。